○関東地方整備局告示第三百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	神奈川県中郡大磯町西小磯字切通四二四番二から同町国府本郷字切通五一四番九まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月九日

○関東地方整備局告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

関東地方整備局長　大西　亘

占用を制限する区域	図面縦覧場所
神奈川県中郡大磯町西小磯字切通四二四番二から同町国府本郷字切通五一四番九まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月十日

○関東地方整備局告示第三百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	古河市柳橋字宮下一五四七番一から同市柳橋字宮下一五三二番三まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	古河市大和田字香取前二七〇二番一から同市大和田字二十五里寺一八四三番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十八年十二月九日

○関東地方整備局告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月九日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

一般国道　一号

二　道路の位置

神奈川県中郡大磯町西小磯字切通四二四番二から同町国府本郷字切通五一四番九まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　神奈川県知事　黒岩　祐治

住所　横浜市中区日本大通一

四　他の工作物の管理の内容

法面本体及び樹木の新設、改築、維持、修繕及びその他の管理並びに災害復旧

○関東地方整備局告示第三百三十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
横浜市都筑区川向町字南耕地六六二番二から同市都筑区川向町字南耕地六六一番二まで	前	二〇八・〇〇～二八六・〇〇	〇・〇三三	
	後	二〇八・〇〇～二八六・〇〇	〇・〇三三	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十六号

三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
横浜市都筑区川向町字南耕地六六二番二から同市都筑区川向町字南耕地六六一番二まで	二〇八・〇〇～二八六・〇〇	〇・〇三三

四　指定を解除する期日　平成二十八年十二月十一日

○中部地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
静岡県駿東郡小山町須走字滝ノ沢三〇七番一から御殿場市茱萸沢字大畑二三一番一まで	前	A　九・一八～七〇・一〇 B　二一・三〇～五二〇・八一	六・八九八 六・三六〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・一八～七〇・一〇 B　二一・三〇～五二〇・八一	六・八九八 六・三六〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所